

平成 29 年 10 月 9 日

各都道府県協議会 御中

各都道府県衛生主管部（局）御中

一般社団法人 日本専門医機構

理事長 吉 村 博 邦

平成 30 年度の専門研修プログラムの認定に向けた調整について（御礼・お願い）

この度は、標記の件につきまして、貴都道府県協議会での協議結果につきましてご回答いただき真にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

情報提供等が遅くなり、短期間の協議となりましたことにつきましては申し訳ありませんでした。深くお詫び申し上げます。

ご回答いただきました協議結果（ご意見・ご要望等）につきましては、該当する基本領域学会宛に検討を依頼しております。該当基本領域学会と機構におきまして検討・調整の上、今年度、対応可能なものにつきましては対応してまいります。また、本機構として中長期的（次年度以降）にお時間をいただき、検討をさせていただくこともありますかと存じます。

新専門制度につきまして、完全ではないところもございますが、今後、さらに見直し等を行い、より良い制度にしていく所存じてございます。

専攻医（専門研修を希望する研修医）のためにも、10月10日の専攻医登録の開始にご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 10 月 6 日

・ 専門医を目指す臨床研修医および研修プログラム統括責任者の皆様へ

平成 30 年度スタート予定の新しい専門医制度の登録手順のお知らせ

一般社団法人 日本専門医機構
理事長 吉村 博邦

来年（平成 30 年）4 月からの新しい専門医制度における専攻医の登録手順が決まりましたのでお知らせします。実際の登録手順については、登録マニュアルをご参照ください。

1. 登録スケジュール

(1) 一次登録

- ① 登録期間（専攻医希望者は基幹施設のプログラム統括責任者と連絡を取り、十分に情報を共有したうえで登録する）

平成 29 年 10 月 10 日～平成 29 年 11 月 15 日

- ② 登録確認期間（必要に応じて採用試験をおこなったり、プログラム統括責任者と当該領域学会とで、都市部への希望者の集中の有無の確認、調整等をおこなう期間）

平成 29 年 11 月 16 日～平成 29 年 11 月 30 日

- ③ 採用期間（プログラム統括責任者が、当該領域学会および機構と協議し採否を決定する期間）

平成 29 年 12 月 1 日～平成 29 年 12 月 14 日

- ④ 専攻医希望者への採否の通知

平成 29 年 12 月 15 日

(2) 二次登録（一次登録で研修先が決まらなかった専攻医希望者）

- ① 登録期間（専攻医希望者は基幹施設のプログラム統括責任者と連絡を取り、十分に情報を共有したうえで登録する。都市部への集中が明らかな場合は当該都市部の二次登録はおこなわない予定）

平成 29 年 12 月 16 日～平成 30 年 1 月 15 日

- ② 登録確認期間（必要に応じて採用試験をおこなったり、プログラム統括責任者と当該領域学会とで、都市部への希望者の集中の有無の確認、調整等をおこなう期間）

平成 30 年 1 月 16 日～平成 30 年 1 月 31 日

- ③ 採用期間（プログラム統括責任者が、当該領域学会および機構と協議し採否を決定する期間）

平成 30 年 2 月 1 日～平成 30 年 2 月 14 日

- ④ 専攻医希望者への採否の通知

平成 30 年 2 月 15 日

(3) 二次登録でも研修先の決まらない専攻医希望者は、引き続き空きのある研修施設のプログラム統括責任者と直接連絡を取り研修先を決定し、当該領域学会と機構に連絡する。

2. 登録の窓口

研修希望者は、希望する各領域学会のホームページにアクセスし、各領域学会のホームページを窓口として、機構が作成した登録システムに入ることとなります。

システムに関するお問い合わせは、マニュアルに記載のメールアドレスまでご連絡ください。

（なお、総合診療専門医は機構のホームページからの登録になります）

3. 研修領域

来年度は、以下の基本 19 領域の研修がスタートします。

内科、外科、小児科、産婦人科、精神科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、形成外科、救急科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、病理、臨床検査、総合診療。

4. 対象者

- ① 原則として、医師臨床研修（国の医師臨床研修制度による）を平成 30 年 3 月末に終了予定の医師（臨床研修医）。
- ② かつ、上記（1）記載の専門研修を希望する者。

* 医師臨床研修の終了が数か月遅れる場合、平成 30 年 3 月末以前に初期研修を終了している者も含む。

【注意】その他の医師について

- ① 旧制度で基本領域の専門研修中の医師は含みません。
旧制度による専門医取得者は、更新時に基準を満たすことにより新たな制度への移行となります。
- ② 専門研修中ではない医師は対象となります（領域による違いがありますので、各領域学会にお問い合わせください）。
- ③ 現在すでに地域医療に従事している医師や、勤務場所や勤務時間に制約のかかることが予想される女性医師等については、別途学会に相談してください。また、必要に応じて機構もご相談に応じます。

5. 登録に当たっての事前の調整等について（ご注意）

- ① 新しい仕組みによる専攻医の登録は、初期臨床研修制度のマッチングとは異っています。
コンピューター上で、自動的に登録を確定するシステムではありません。プログラム統括責任者が希望者との間で決定することになっています。そのため、一つのプログラムしか登録できません。

- ② 登録を確定する前に、登録画面上のプログラム一覧から希望するプログラムを選び、あらかじめ希望者と希望する研修プログラム統括責任者（基幹施設の責任者）との間で連絡をとり、「登録希望」を伝え、研修内容や条件等について十分に理解を深め、調整を済ませたうえで、登録をおこなうことをお勧めします。

6. 研修プログラムの閲覧について

各基本領域で一次審査が終了した研修プログラムについては、各領域学会のホームページから一覧を参照することが可能です（総合診療領域は機構ホームページをご覧ください）。

研修プログラムについては、今後、都道府県協議会での協議を経て、機構での二次審査により最終決定されます。審査の結果により、若干の変更があります。

7. おわりに

来年から開始される新しい専門医制度は、プログラム制の導入など、これまでにない新しい仕組みです。来年初頭を目途に、万が一、新たな専門医制度によって地域医療への影響や専門研修レベルについて改善する必要がある場合には、混乱をできる限り避けつつ、必要に応じて、応募状況等の調整をおこないます。

以上、新たな専門医制度は、わが国の現在の高い医療レベルの確保と発展に寄与し、また、地域の患者の方々にとって最良の医療が提供される体制の構築を目指すことが目的です。機構としては、専攻医の方々に配慮した研修体制を提供する所存ですので、ご協力のほど宜しくお願いします。

以上

参 考

新しい専門医の仕組みについては、機構ホームページ「重要なお知らせ」から「専門医制度の概要と Q&A」、「専門医制度新整備指針」、「運用細則」、「補足説明」をご参照ください。